

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【公開番号】特開2010-285617(P2010-285617A)

【公開日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-051

【出願番号】特願2010-127511(P2010-127511)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/00
B 4 1 M 5/00 E
B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月9日(2012.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのワックスと、

少なくとも1つの脂肪アミドと、

少なくとも1つの抗酸化剤と、

少なくとも1つのソルベント染料着色料と

を含み、前記少なくとも1つのワックスが、少なくとも1つの酸性基を有する極性ワックスを含み、該極性ワックスが、0mg KOH / gを超える酸価及び約60乃至約100の融点を有し、前記少なくとも1つの極性ワックスが、カルナバ・ワックスであることを特徴とするインク組成物。

【請求項2】

前記少なくとも1つの脂肪アミドが、ステアリルステアルアミド及びエチレンビス・オレアミドの両方を含むことを特徴とする、請求項1に記載のインク組成物。

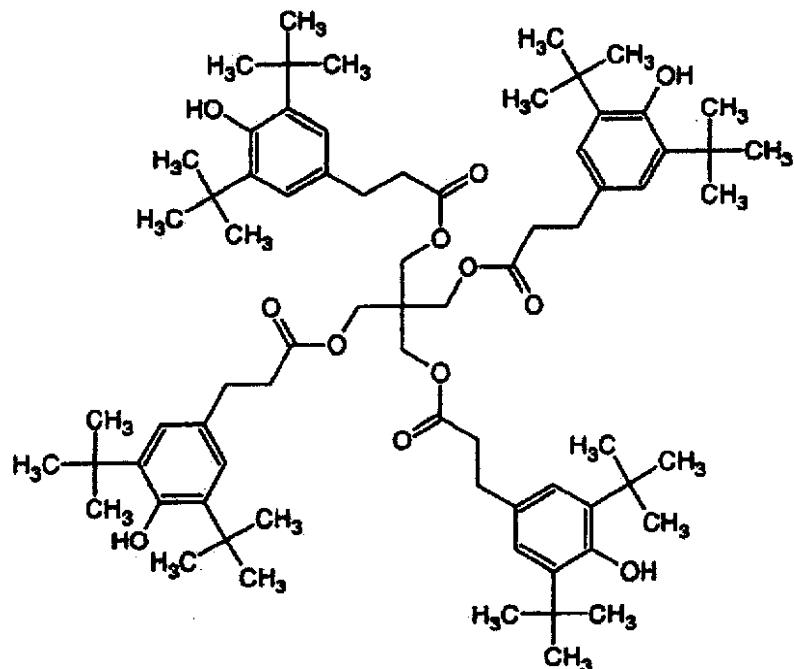
【請求項3】

前記少なくとも1つのワックスが、フィッシャー・トロプシュ・ワックスをさらに含むことを特徴とする、請求項1又は2に記載のインク組成物。

【請求項4】

前記少なくとも1つの抗酸化剤が、次式：

【化1】



で表されることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載のインク組成物。

【請求項5】

前記少なくとも1つのソルベント染料着色料が、ソルベントブラック又はソルベントイエローであることを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載のインク組成物。

【請求項6】

展色剤と、
相変化剤と、
少なくとも1つの酸性基を含む極性ワックスと
を含み、前記極性ワックスが、0mg KOH/gを超える酸価、及び60乃至100
の融点を有し、前記極性ワックスが、100～160mg KOH/gの酸価を有すること
を特徴とするインク組成物。

【請求項7】

前記極性ワックスが、97mg KOH/gを超えるけん化価をさらに有することを特徴
とする、請求項6に記載のインク組成物。